

学校施設利用の注意

・申請書は毎月 15 日までに管理指導員に提出してください。
年間で利用を希望されている学校・時間帯についても、提出が確認されなかった場合は、他団体の利用を許可する場合があります。

・体育館の使用を取消しするときは、速やかにスポーツ振興課、または管理指導員に連絡し、学校施設利用取消（変更）申請書をスポーツ振興課へ提出してください。（少年団も対象）
取消しする 3 日前までに利用取消申請書を提出すると、使用料の 5 割を還付します。
ただし、何度も使用取消又は変更を行うと、管理指導員及び他団体の利用に支障が生じますので、申請前に利用内容の確認をお願いします。

・靴底の色つきのもの（ノンマーキングシューズは除く）は、体育館床に色が移る場合があるため禁止します。（見学で来る方も対象）

・体育館使用後は器具の整理整頓・清掃を必ず行い、忘れ物やごみの後始末に気をつけてください。（団体所有の道具は、学校から許可を受け必ず記名をして保管する。）

・学校の敷地内での喫煙・飲食は禁止となっています。（水やスポーツ飲料は除く）

・許可された場所以外は絶対に立ち入らないでください。（警報装置が作動することがあります）
*ステージの上も学校から許可を受けること。

・ボール(野球ボールの使用は禁止)を使用する競技については施設の保護に十分配慮するようお願いいたします。（マット等での保護）

・フットサルで使用する団体は、ゴール持参をお願いします。

・施設を破損させた場合は利用団体の弁償となります。
また、自己申告がない場合については、今後の利用をお断りします。

・利用時間は必ず守ってください。
17 時までは、学校の活動時間です。早く来ることの無いようにしてください。

**※17 時から 19 時まで利用の団体は、17 時になるまでは体育館に入らない。
18 時 50 分に片付と清掃を始め 19 時には体育館の外に出る。**

※19 時から利用の団体は、19 時になるまで体育館には入らない。20 時 50 分に片付けと清掃を始め、21 時には退館する。

*片付、清掃を始める時間はあくまでも目安です。
*早くから駐車場で待機することもお遠慮ください。

・少年団などでお子さんを車で迎えに来る場合は、次に入る団体の妨げにならないよう、体育館駐車場は避けて校舎側に駐車する等ご協力をお願いします。また、車のエンジン音や話し声で近所や学校関係者の迷惑にならないよう気をつけてください。

・使用料は納期内に支払うようお願いします。
納付書が届かない時や、支払いが遅れた場合はスポーツ振興課まで連絡ください。
連絡がない場合や、遅れた場合は今後の利用をお断りします。

※この注意事項は、団体の全員に連絡するようお願いします。